

令和7年那審第2号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年8月30日03時40分

鹿児島県和泊港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 7.77トン

登 録 長 10.28メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 279キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船尾部に操舵室を配し、同室に舵輪、機関遠隔操縦装置、レーダー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ備えた、まぐろ一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年8月30日03時30分和泊港の係留地を発し、同港東方沖合の漁場に向かった。

ところで、和泊港は、同港の防波堤（内）の北側に沿って、長さ約500メートル最大幅約20メートルにわたってさんご礁（以下「和泊礁」という。）が拡延しており、同防波堤北東端には光達距離4.0キロメートルで毎3秒に緑色1閃光を発する和泊港防波堤簡易標識灯（以下「北簡易標識灯」という。）が、同防波堤の南東方に位置する和泊港の防波堤（南）東端には光達距離5.5キロメートルで毎4秒に緑色1閃光を発する和泊港防波堤（南）簡易標識灯（以下「南簡易標識灯」という。）がそれぞれ設置されていた。

また、a受審人は、和泊港を数えきれないほど出入港した経験を有し、和泊礁の存在を承知しており、夜間に出航する際、北簡易標識灯の灯光付近に向けた後、和泊礁の沖合を航行していた。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、操舵室で立った姿勢で操船に当たり、03時38分和泊港導灯（後灯）から189度（真方位、以下同じ。）325メートルの地点で、右舷前方に認めた南簡易標識灯の灯光を北簡易標識灯の灯光と判断し、針路を095度に定め、3.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

定針したとき、a受審人は、和泊礁まで140メートルとなり、その後和泊礁に向首接近する状況であったが、平素のとおり北簡易標識

灯の灯光付近に向けたつもりだったので、和泊礁の沖合を航行しているものと思い、GPSプロッターを活用して和泊礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、和泊礁に向首したまま続航し、03時40分和泊港導灯（後灯）から165度345メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、和泊礁に乗り揚げた。

当時、天候は雨で風力2の南西風が吹き、潮候はほぼ高潮時に当たり、視程は約1,000メートルであった。

乗揚の結果、船尾船底外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じたが、のち修理された。

#### （原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、夜間、和泊港において、出航する際、船位の確認が不十分で、和泊礁に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、和泊港において、出航する場合、和泊礁に乗り揚げることのないよう、GPSプロッターを活用して和泊礁との相対位置関係を把握するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、平素のとおり北簡易標識灯の灯光付近に向けたつもりだったので、和泊礁の沖合を航行しているものと思い、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、和泊礁に向首接近する状況に気付かないまま進行して和泊礁に乗り揚げた事態を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年7月24日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也